

令和7年度固定資産税・都市計画税における土地の課税誤り

令和7年度固定資産税・都市計画税における土地の課税について、住宅用地に適用されるべき土地の軽減措置（住宅用地の特例）が適切に適用されておらず、過大な税額で算出されていたことが判明したものです。

1 課税誤りの対象範囲

- （1）対象となる納税義務者 112名
- （2）対象となる土地 3筆（マンションの敷地：2筆、戸建て住宅の敷地：1筆）
- （3）過大に決定された課税額
約105万円（固定資産税 約96万円 都市計画税 約9万円）
一人当たり最大 約4万8千円 最小 約5千円

2 原因

対象の土地に対しては、過去に住宅用地の特例を適用する異動処理が行われていましたが、その際に本来は削除しておくべきであった「非住宅地積」のデータ（以下、「不要データ」という。）が登録されたままとなっていました。前橋市では、昨年度、自治体システム等標準化に対応するため、基幹系情報システムの入れ替えを実施しましたが、このシステム入替に伴って課税計算の仕様が変更となり、入替前では計算に反映されなかった不要データが計算に反映されるようになりました。結果として、対象の土地については、住宅用地の特例が適用されない非住宅用地として計算されてしまい、過大な税額で決定されたものです。

3 対象者への対応

過大に決定された税額については、すでに税額の変更処理を完了し、令和7年5月2日（金）付けで対象者宛てに更正後の納税通知書及び関係文書を発送いたします。

税額の変更方法については、未到来納期限である第2期納期限以降の納付額で差額を調整することを基本とし、すでに一年間分の納付が済んでいる対象者については、速やかに還付の手続きを進めます。

4 再発防止策

- (1) 今後、同様の誤りが発生しないよう、登録データの精査や適正な課税内容の点検を行うなど、課税台帳の適切な管理を徹底いたします。
- (2) システム入力時におけるチェック体制に関して再度検証を行うとともに、年度末に集中している異動入力及び確認作業を平準化できるよう業務体制の見直しを実施し、再発防止をより強化、徹底いたします。

5 その他

本件は課税情報を含む事案のため、その詳細についてご回答することが難しい状況ですので、予めご了承ください。

本件に関するお問い合わせ先

資産税課 土地係

電 話 内線 / 3 2 1 7
 外線 / 0 2 7 - 8 9 8 - 6 2 1 7